

大阪市告示第589号

上新庄駅自転車駐車場ほか2施設について、大阪市立有料自転車駐車場条例（平成18年大阪市条例第87号。以下「条例」という。）第4条第3項後段及び同条第4項の規定に基づき、次のとおり利用料金の額の変更を承認したので、同条第5項の規定に基づき公告する。なお、各施設における利用料金の額の変更は、令和6年5月1日から行われる。

令和6年4月22日

大阪市長 横山英幸

施設名	上新庄駅自転車駐車場		受付日時 (管理事務所)	午前6時30分から午後8時まで (年中無休)	
車種	利用形態	区画	利用料金の額		駐輪後 無料時間
自転車	一時利用	一般区画①	1日1回150円		—
		一般区画②	24時間ごと150円		60分
		特定区画	24時間ごと100円		60分
	回数利用	一般区画	11回分1,500円		—
		一般区画	24回分3,000円		—
	定期利用	一般区画	1か月2,000円、3か月5,700円、6 か月11,000円		—
		一般区画 (高校生以下)	1か月1,700円、3か月4,800円、6 か月9,300円		—
		特定区画	1か月1,200円、3か月3,400円、6 か月6,600円		—

原動機 付自転 車	一時利用	一般区画	24時間ごと200円	60分
	回数利用	一般区画	11回分2,000円	—
		一般区画	24回分4,000円	—
	定期利用	特定区画	1 か月1,800円、3 か月5,100円、6 か月9,900円	—
自動二 輪車	定期利用	一般区画	1 か月8,000円、3 か月22,000円、6 か月43,000円	—

施設名	相川駅自転車駐車場		受付日時 (管理事務所)	午前6時30分から午後8時まで (年中無休)	
車種	利用形態	区画	利用料金の額		駐輪後 無料時間
自転車	一時利用	一般区画	24時間ごと150円		60分
		特定区画	24時間ごと100円		60分
	回数利用	特定区画	11回分1,000円		—
		特定区画	24回分2,000円		—
	定期利用	一般区画	1 か月2,000円、3 か月5,700円、6 か月11,000円		—
		一般区画 (高校生以下)	1 か月1,700円、3 か月4,800円、6 か月9,300円		—
		特定区画	1 か月1,200円、3 か月3,400円、6 か月6,600円		—
		特定区画 (高校生以下)	1 か月1,000円、3 か月2,800円、6 か月5,500円		—

原動機 付自転車	一時利用	特定区画	24時間ごと150円	60分
	回数利用	特定区画	11回分1,500円	—
		特定区画	24回分3,000円	—
	定期利用	一般区画	1 か月3,000円、3 か月8,500円、6 か月16,500円	—
		特定区画	1 か月1,800円、3 か月5,100円、6 か月9,900円	—
自動二 輪車	定期利用	一般区画	1 か月8,000円、3 か月22,000円、6 か月43,000円	—

施設名	新大阪駅北口自転車駐車場		受付日時 (管理事務所)	午前6時30分から午後8時まで (年中無休)	
車種	利用形態	区画	利用料金の額		駐輪後 無料時間
自転車	一時利用	一般区画	24時間ごと150円		60分
	回数利用	一般区画	11回分1,500円		—
		一般区画	24回分3,000円		—
	定期利用	一般区画	1 か月2,000円、3 か月5,700円、6 か月11,000円		—
		一般区画 (高校生以下)	1 か月1,700円、3 か月4,800円、6 か月9,300円		—
原動機 付自転車	一時利用	一般区画	24時間ごと200円		60分
	回数利用	一般区画	11回分2,000円		—
		一般区画	24回分4,000円		—
	定期利用	一般区画	1 か月3,000円、3 か月8,500円、6 か月16,500円		—

自動二 輪車	定期利用	一般区画	1 か月8,000円、3 か月22,000円、6 か月43,000円	—
-----------	------	------	---------------------------------------	---

備考

- 1 この表において、「特定区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち、自転車等の駐車の適正化を図るため利用を促進する必要があるものとして、指定管理者が特に指定する区画をいう。
- 2 この表において、「一般区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち1に規定する「特定区画」以外の自転車駐車場の区画をいう。
- 3 この表において「高校生以下」とは、次のいずれかに該当し、かつ、条例第4条第6項の規定の適用を受けない者をいう。
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に在学する者
 - (2) 法第1条に規定する高等専門学校の第1学年、第2学年又は、第3学年に在学する者
 - (3) 法第124条に規定する専修学校の高等課程又は一般課程に在学する満19歳未満の者
 - (4) 法第134条第1項に規定する各種学校（我が国に居住する外国人を専ら対象とする教育施設に該当するものに限る。）のうち（1）に掲げる学校に準ずると認められるものに在学する者
 - (5) 法第134条第1項に規定する各種学校（（4）に掲げる学校を除く。）に在学する19歳未満の者

（建設局企画部方面調整課）